

# 公益社団法人紀の川市シルバー人材センター

## 令和8年度事業計画

### I 基本方針

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持し、働く意欲がある高齢者がその能力を発揮して活躍できる環境を整備することを目的とする高齢者雇用安定法の改正（令和3年4月）により、事業所における定年65歳の義務化と70歳までの就業機会確保の努力義務化がなされてから5年を経過しようとしています。

そうした中、会員拡大のため制定され全国のシルバー人材センターに示された「第2次100万人達成計画」の状況は、全国の会員数が70万人を下回る厳しい状況が続いていることから、改めて「新たな仲間づくり計画」が制定され、会員純増10万人超（令和7年度～12年度の6年間）の目標が示されています。

当センターでは新たな目標に向けて、会員の拡大と退会抑制に繋げるため、県連合会と更に連携し、会員でない方にも技能講習会や教室にご参加いただけるようにし、開催回数の見直しや新たな教室の開催を検討・計画し、シルバー人材センターに興味を持っていただく機会を作ってまいります。

また、令和5年度10月からの消費税のインボイス制度に加え、令和6年度11月からの「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス法）の施行などがシルバー人材センター事業に与える影響に対応するため、当センターでは令和8年4月から「包括的契約方式」への移行と、これに伴う大幅な会計方式の変更を実施いたします。

さらに、公益法人が様々な社会変化に柔軟かつ迅速に対応し、より効率的に公益活動を進めるとともに、自律的な経営判断や高い透明性を確保する仕組みに見直すため、公益認定法等が改正され令和7年度4月から新たな公益法人制度が始まり、シルバー人材センター事業は大きな転換点を迎えています。

このような変化の激しい時ではありますが、引き続きサービス向上を図り、今後ともシルバー人材センターの基本理念「自主・自立、協働・共助」に基づき、会員一人一人が「親切・丁寧・誠実な就業」を提供することにより、地域からシルバー人材センターへの期待が一層高まり、魅力ある地域づくりに貢献できる環境を構築するため会員の主体性と当センターが車の両輪となり、次の諸事業を積極的に取り組んでまいります。

#### 【重点項目】

1. 普及啓発
2. 組織の充実
3. 包括契約の開始
4. 就業機会の拡大
5. 安全・適正就業の推進
6. 会員の拡大と育成
7. 受注拡大と就業率の向上

- 8. 労働者派遣事業の推進
- 9. デジタル化の推進
- 10. 研修活動の推進
- 11. 会員の交流

## II 事業計画

### 1. 普及啓発

- (1) 広報誌「シルバー紀の川」を年3回発行
- (2) シルバー普及啓発月間の「シルバーの日」を中心に、ボランティア清掃とともに新規会員の拡大を図るための街頭における普及啓発活動を実施
- (3) 市の関係部局と連携して市内の企業に向けてのPRやイベントなどの機会を通じた啓発活動の実施
- (4) 市の「広報 紀の川」にシルバー関連記事を掲載
- (5) ホームページにおいてシルバー人材センター事業の公開と内容を更新し、普及啓発のためタイムリーな情報発信に努める
- (6) サポート事業推進員の戸別訪問による普及啓発

### 2. 組織の充実

- (1) 理事とリーダー会組織との意見交換の充実
- (2) 女性会員の拡大とともに、女性リーダーの拡充
- (3) 安全部会と事業部会の活動は共通・連携しなければならないことが多いため、統合し「業務部会」として活動の充実を図る
- (4) 技能職の後継者育成のための指導方法等の検討

### 3. 包括的契約の開始

令和8年度から請負契約について、包括的契約を開始し令和5年10月に導入された「インボイス制度」によるセンターの消費税負担を軽減するため、スムーズな移行が出来るように努めます。

### 4. 就業機会の拡大

就業先の開拓、女性会員の就業先の確保、就業の適正化を図り、会員の技術・技能の向上を推進するため、以下の内容に取り組みます。

- ① 就業機会拡大にあたり、希望する会員が少ない職種を周知し、会員の新たな就業意欲を開拓・向上する方策を実施
- ② 公共部門に対して、既存の発注事業の継続やシルバーに適した新規事業の発注の働きかけを実施

### 5. 安全・適正就業の推進

- ① 安全パトロールを毎月1回実施し、安全保護具等の着用徹底及び安全指導を継続的に実施

- ② 安全・適正就業の強化として、機械での草刈りによる飛び石等の事故を防止するための取り組みを重点的に行い、会員の安全意識の高揚と事故防止の抑止力となることを目的とした「ペナルティ制度」や損害賠償事故免責額の周知徹底
- ③ 会員の就業中・途上の怪我及び賠償事故抑制のため、顛末書提出の義務付けを実施
- ④ 新入会員全員を対象に、「新入会員研修会」を定例（月1回）開催し、安全就業等についての研修を実施
- ⑤ 全シ協適正就業ガイドラインの「シルバー人材センターが提供する業務」の趣旨に基づき「臨・短・軽」の原則を順守したローテーション就業の促進
- ⑥ 全シ協適正就業ガイドラインの「会員の就業形態」の趣旨に基づき、請負委任、派遣の就業形態に沿った適正な契約の締結
- ⑦ センター車使用による運転前後のアルコール検査をアルコール検知器により実施

## 6. 会員の拡大と育成

会員を拡大するため、定例会説明会の回数を増やし、必要に応じ臨時の入会説明会の開催、各技能講習会の一般受講者の募集、会員確保のために広報の充実を図り、未就業会員の対策を強化するため、以下の内容に取り組みます。

### (1) 会員の獲得・退会抑制

- ① 定例会説明会を月2回実施、また必要に応じて臨時入会説明会を実施する
- ② 各技能講習会（草刈、植木剪定、屋内清掃等）、教室（パソコン、スマホ）に一般の受講者にも参加募集をすることにより、シルバー人材センター事業に関心をもっていただき、会員の拡大につなげる
- ③ 会員の業種に対する選択肢を増やすため、新規事業に積極的に取り組む
- ④ 草刈業務に早く就きたい会員には、定期の講習会以外にも、臨時的に講習会を開催
- ⑤ 草刈・植木剪定業務を希望する会員に対し、3ヶ月間当センターの道具を貸し出す
- ⑥ 個人情報に留意しながら、未就業会員情報を入手・共有し、未就業会員に対する就業情報提供の継続的な実施
- ⑦ 高齢者が主体となって活動している団体に対する啓発活動の推進

### (2) 会員の意識・スキルの向上

新入会員全員を対象に、「新入会員研修会」を定例（月1回）開催し、安全就業の研修だけではなく、各実技講習会への参加を促し、接遇等、会員の意識・スキルの向上を図ります。

### (3) 高齢会員への対応

高齢者関連事業を所管する機関との連携強化の検討

### (4) 会員の技術・技能の向上

新入会員を中心とした技能講習会を実施

## 7. 受注拡大と就業率の向上

- (1) 受託事業の拡大を図るため、現在の就業先の継続就業の確保、更に新規事業の実施による一般家庭、企業、公共機関等からの受注の掘り起こし
- (2) 市の情報収集を図り、受注機会の開拓及び確保
- (3) 市内の遊休農地や空地の適正管理業務について、市関係部局と調整を図り会員の就業機会を拡大
- (4) 特定の会員に就業機会が偏らないよう調整や新入会員への早期就業機会の提供
- (5) 受注拡大、就業率の向上のため、「空き家、空き地、墓地の管理事業」を推進

## 8. 労働者派遣事業の推進

高齢者就業機会確保事業として、新たな就業機会の確保と会員拡大を図るため、本年度も労働者派遣事業を積極的に推進し、現契約の更新とともに、新たな事業所との契約に取り組みます。

## 9. デジタル化の推進

令和6年度から開始した、スマートフォンの活用によるデジタル化の推進を、会員への情報発信の迅速化、業務の効率化を図るため、引き続き「スマートフォン教室」（基礎コース・活用コース）や新たに「パソコン教室」を実施します。

## 10. 研修活動の推進

役員及び職員の資質向上と当センターの健全な運営を期するため、県連合会をはじめ関係機関の協力を仰ぎながら、研修活動に努めます。

## 11. 会員の交流

会員相互の親交、情報交換、連帯意識の高揚を図るため、会員の親睦事業やサークル活動の推進に努めます。